

# 電気工事士免状交付事務委託業務仕様書

## I 免状交付事務の基本

1. 免状交付事務の処理は、沖縄県知事との契約により行うものとする。

2. 委託事務の処理は、電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づき実施することとし、その具体的な内容については、委託事務の標準的な事務処理方法を具体的に定めた本仕様書に基づいて行うものとする。

3. 免状の交付事務は、個人情報を取扱うなど、守秘義務を要するものであるため、受託者は、業務の実施に当たっては個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 28 日条例第 54 号）を遵守し、本契約により知り得た個人情報を他に漏らしはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4. 既に交付した免状に関するデータについては、電子データにて貸与する。なお、電子データについては、受託者の利用しやすいように加工することは差し支えないが、完了報告時に県へデータを提出する際は、県から貸与された形式にて提出すること。

5. 免状作成に係る費用の内、カードプリンター（型番：PM2S-Ki Primacy2 Kineclipse）、スキャナー（型番：CPS/SCAAER/DR-240）の賃借料及び保守管理料を除き全て受託者の負担とする。

6. 令和 8 年度の電気工事士免状交付等見込件数は以下のとおり。

|            | 新規交付 | 再交付 | 書換 | 合計  |
|------------|------|-----|----|-----|
| 第一種電気工事士免状 | 195  | 15  | 1  | 211 |
| 第二種電気工事士免状 | 888  | 56  | 6  | 950 |

※令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間平均件数であり、令和 8 年度の交付件数として確定したものではない。

7. 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、沖縄県知事と協議の上、決定するものとする。

## Ⅱ 新規の免状交付申請の取扱い

1. 免状交付申請書（以下「交付申請書」という。）の作成・配布、不交付事由（電気工事士法第4条第5項）の存否確認及び受付

### (1) 交付申請書の作成及び配布

ア. 受託者は、電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号。以下「施行規則」という。）第6条で定める電気工事士免状申請書（様式第2）を作成するものとする。

イ. 受託者は、交付申請書を配付窓口にて配布（申請書提出に係る説明対応を含む。）するものとする。ただし、申請者からの申出がある場合には、返送用封筒等により配布するものとする。

### ウ. 交付申請書の配付方法について

以下の要件に従い、契約書で定めるものとする。

#### ① 申請書の配付業務を行う日

沖縄県の休日をも定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日を除いた毎日

#### ② 配付業務を行う時間

午前9時から午後5時までを含む7時間以上、配付を行う業務時間として設定すること。

#### ③ 配付場所

以下のA地区からE地区の各地区にそれぞれ1以上の申請書配付（申請手続の説明を含む。）窓口を設けること。なお、周辺離島を除くものとする。要件以上に、その他市町村に設けても構わない。

A地区 那覇市内（又は隣接市町内）

B地区 沖縄市内（又はうるま市内）

C地区 名護市内

D地区 宮古島市内

E地区 石垣市内

### エ. インターネットによる周知

配付窓口について、ホームページに掲載し周知すること。

## (2)不交付事由の存否確認

受託者は、沖縄県知事から報告を受けた不交付事由該当者から交付申請書の提出があった場合は、交付申請書を受付する前に、沖縄県商工労働部産業政策課（以下「産業政策課」という。）に照会し、その指示に従うものとする。

## (3)受付

### ア. 受付方法

申請者の希望に応じ、窓口への持参又は郵送により受け付けること。

### イ. 受付窓口の設定

以下の条件に従い、契約書で定めるものとする。

### ①受付業務を行う日

沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日を除いた毎日

### ②受付業務を行う時間

午前9時から午後5時までを含む7時間以上が受付を行う業務時間として設定すること。

### ③受付場所

那覇市内（又は隣接市町内）に1以上の申請書受付（申請手続の説明及び申請書の審査業務を含む。）窓口を設置すること。

### ウ. インターネットによる周知

受付窓口について、ホームページに掲載し周知すること。

### エ. 申請時に必要な書類

#### ①交付申請書

・沖縄県使用料及び手数料条例で定める手数料相当の沖縄県収入証紙を申請書に貼付

・写真2枚添付（縦40mm×横30mmのものであって、交付申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身像の無背景のもので、その裏面に氏名を記載したもの。白黒可。）

②住民票（交付日が、申請日から6か月以内で、マイナンバー及び住民票コードの記載がないもの。）等

③資格要件を証明する書類

(ア) 第一種電気工事士試験に合格した者の場合

- ・試験結果通知書（はがき）
- ・施行規則第2条の4に定める実務経験を証する書類

(イ) 第一種電気工事士の試験合格者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者の場合

- ・認定申請書
- ・施行規則第2条の5に定める実務経験を証する書類
- ・電気主任技術者免状又は高圧電気工事技術者試験合格証の写し
- ・履歴書

(ウ) 第二種電気工事士試験に合格した者の場合

- ・試験結果通知書（はがき）

(エ) 第二種電気工事士養成施設を修了した者の場合

- ・養成施設修了証明書（原本）

## 2. 交付申請書の審査事項

交付申請書及び添付書類について、次の審査を行う。

- (1) 沖縄県収入証紙の貼付及び金額
- (2) 写真の添付
- (3) 交付申請書の記載事項
- (4) 住民票等の添付
- (5) 資格要件を証明する書類（1. (3)エ③参照）

## 3. 交付申請書等に不備がある場合の措置

交付申請書等に不備がある場合には、原則として受け付けせずに再提出を求めるものとする。

## 4. 交付申請書の整理方法

交付申請書に、整理番号・受理年月日を付して（受付印の使用可）、整理番号順に整理する。

## 5. 免状の作成

- (1) 免状の様式及び記載事項例（VI参照）
- (2) 免状の作成方法

免状の作成は、交付申請書記載の情報を用いて行う。

## 6. 免状交付

(1)免状交付申請書を産業政策課に持参し、手数料及び交付申請書等の確認後、免状交付の依頼を受け、作成・交付する。

(2)受付窓口設置数によらず、審査後の産業政策課への持参は、取りまとめて行うこと。

## 7. 電子データの作成

沖縄県から貸与された電子データに、新規交付者の情報を追加する。

## 8. 台帳の作成

### (1)交付台帳

電気工事士免状交付台帳は、交付申請書のデータを用い、交付年月日・免状番号・氏名・フリガナ・生年月日・申請資格・資格取得年月日・住所を記載する。

(別添 1 参照)

### (2)写真台帳

電気工事士免状写真貼付台帳は、免状番号を付して、申請者から提出された写真を貼り付ける。(別添 2 参照)

## 9. 免状の送付

(1)新規交付者あてに簡易書留郵便で送付する。

(2)送付した免状は、交付台帳で管理する。

## 10. 免状交付までの期間

原則として申請書の受理後、概ね 3 週間以内に交付するものとする。

## 11. 交付台帳等の整理・保管

(1)交付台帳及び写真台帳は、原則として委託事務完了後に沖縄県知事に提出するものとする。

(2)交付台帳及び写真台帳は、検索・取出しが容易にできるように整理すること。

### Ⅲ免状の再交付又は書換え申請の取扱い

1. 免状再交付及び免状書換え申請書（以下「再交付等申請書」という。）の作成・配布、不交付事由の存否確認及び受付

#### (1)再交付等申請書の作成及び配布

ア. 受託者は、施行規則第8条で定める電気工事士免状再交付申請書（様式第4）及び施行規則第9条で定める電気工事士書換え申請書（様式第5）を作成するものとする。

イ. 受託者は、再交付等申請書を受付窓口にて配布するものとする。ただし、申請者からの申出がある場合には、返送用封筒等による配布を行うものとする。

#### (2)不交付事由の存否確認

新規の免状交付申請の取扱いに準ずる。

#### (3)受付

##### ア. 受付方法

新規の免状交付申請の取扱いに準ずる。

##### イ. 申請時に必要な書類

###### ①再交付等申請書

・ 沖縄県使用料及び手数料条例で定める手数料相当の沖縄県収入証紙を申請書に貼付

・ 写真2枚添付（縦40mm×横30mmのものであって、交付申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身像の無背景のもので、その裏面に氏名を記載したもの。白黒可。）

###### ②免状（汚損、破損及び書換え事由が発生した場合。）

③住民票（※再交付の場合に限る）（交付日が、申請日から6か月以内で、マイナンバー及び住民票コードの記載がないもの。）等

###### ④書換え事由を証明する書類（※書換えの場合に限る）

・ 戸籍抄本（交付申請前6ヶ月以内に発行されたものであって、氏名変更の内容が記載されているもの。）

## 2. 再交付等申請書の審査事項

再交付等申請書及び添付書類について、次の審査を行う。

(1) 沖縄県収入証紙の貼付及び金額

(2) 写真の添付

(3) 再交付等申請書の記載事項

(4) 再交付等事実(紛失、汚損、破損及び書換え事由)の確認

ア. 汚損とは、免状はあるが汚れの付着等により免状の記載事項が容易に判読し難い状態のもの

イ. 破損とは、切断、変形等により免状の記載事項が容易に判読し難い状態のもの

ウ. 書換えとは、氏名の変更により免状の書換え事由が発生したもの

## 3. 再交付等申請書に不備がある場合の措置

新規の免状交付申請の取扱いに準ずる。

## 4. 再交付等申請書の整理方法

新規の免状交付申請の取扱いに準ずる。

## 5. 免状交付

新規の免状交付申請の取扱いに準ずる。

## 6. 電子データの編集

再交付等申請書等のデータを用い、該当箇所の修正等を行う。

## 7. 交付台帳の編集

再交付等申請書の情報を用い、電子台帳へ最新データを記入する。また、再交付年月日又は書換え年月日を余白に記入する。

## 8. 写真台帳の編集

申請者から提出された写真を、過去の写真の上に重ねて貼り付ける。

## 9. 免状の作成

基本的な作成については、新規の免状交付申請に準ずる。(VI参照)

## 10. 免状の送付

新規の免状交付申請の取扱いに準ずる。

11. 免状交付までの期間

新規の免状交付申請の取扱いに準ずる。

12. 交付台帳等の整理・保管等

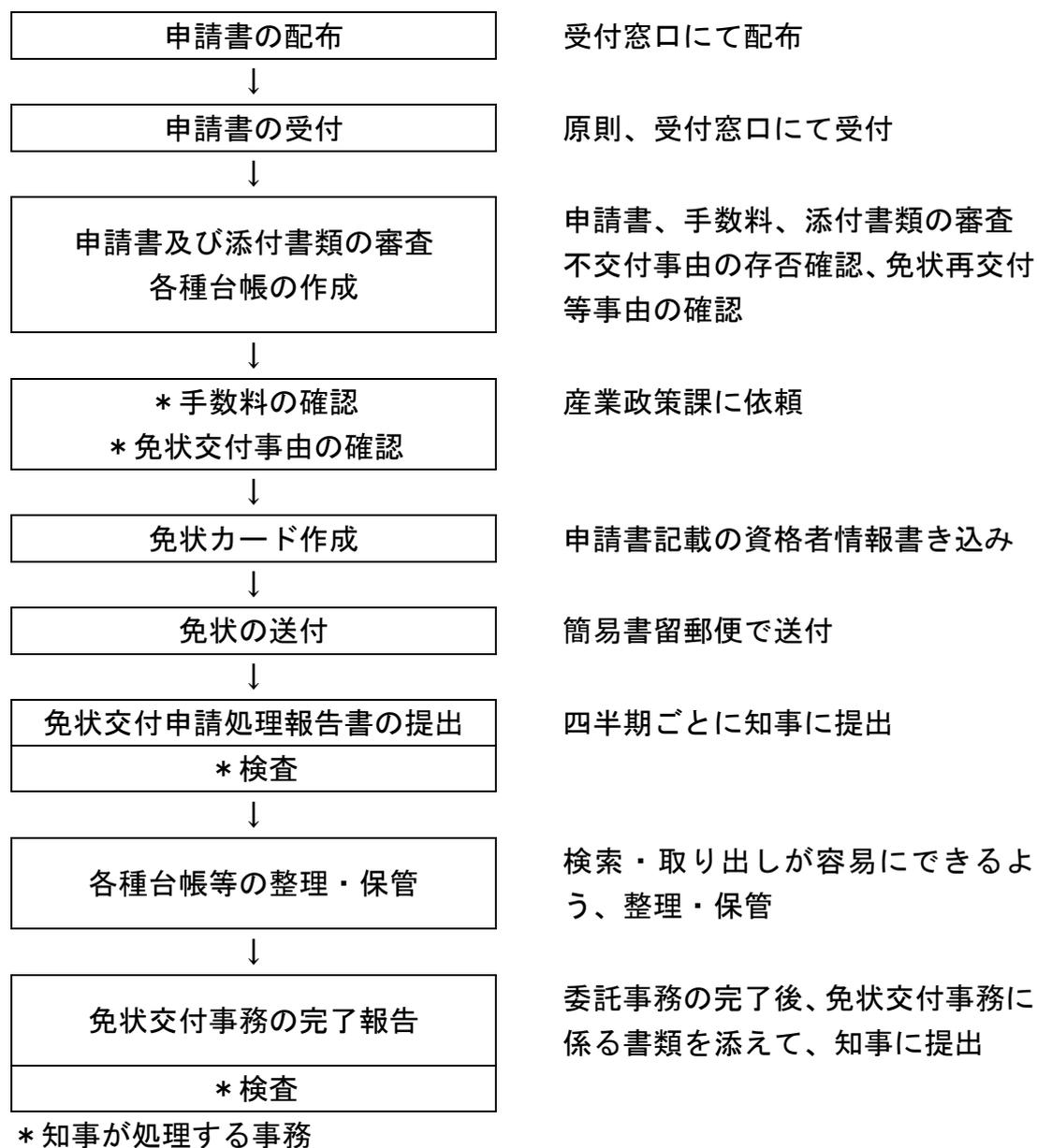
新規の免状交付申請の取扱いに準ずる。

IV 成果報告書等の提出

受託者は、委託事務の完了後、直ちに電気工事士免状交付事務委託成果報告書（様式第1（契約書第7条関係））を沖縄県知事に提出し、検査を受けるものとする。なお、免状交付申請書及び電子データについても沖縄県知事に提出するものとし、パソコン等に保存している個人情報は消去する。

また、電気工事士免状交付申請処理報告書（様式第2（契約書第7条関係））については、四半期終了ごとに、翌月の受託者の業務開始日から20日以内に沖縄県知事に提出し、検査を受けるものとする。

## V. 標準的な事務処理フロー図



## VI. 免状の様式及び記載事項例

### 1. 免状の様式

(第一種)

施行規則第7条で定める様式第3によるものとする。

(第二種)

施行規則第7条で定める様式第3の2によるものとする。

### 2. 新規免状の記載事項等

#### (1)免状記載事項

ア. 免状の種類

イ. 免状の番号（通し番号）

ウ. 氏名（漢字で出力）

エ. 生年月日

オ. 免状交付年月日

カ. 写真画像データの貼付



様式第3の2〔第7条〕

表面

85.6mm

54mm

第二种電気工事士免状

都道府県名 第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

都道府県知事 印

写真

30mm

40mm

裏面

|     |  |
|-----|--|
| 記 事 |  |
|-----|--|

備考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。
- 2 免状を汚し、損じ、又は失つたときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。
- 3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

### 3. 再交付免状の記載事項等

#### (1)免状記載事項

次に掲げる事項以外の基本的な記載事項については、上記2に準じる。

- イ. 免状の番号は、当初交付された免状の番号とする。
- ロ. 免状交付日は、当初交付された免状交付日とする。
- ハ. 再交付年月日を記載する。再交付年月日は、再交付を行った日とする。

#### (2)免状記載事項例（再交付）

様式第3〔第7条〕

表面

85.6mm

54mm

第一種電気工事士免状

都道府県名 第 号

氏名

生年月日 年月日生

年月日交付

年月日再交付

都道府県知事 印

写真 30mm 40mm

裏面

| 講習受講記録 |      |         |
|--------|------|---------|
| 受講年月日  | 受講場所 | 講習実施者認印 |
|        |      |         |
|        |      |         |
|        |      |         |
|        |      |         |
|        |      |         |

記事

備考 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。  
2 免状を汚し、損じ、又は失つたときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。  
3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。  
4 免状の交付を受けた日から5年以内に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けること。当該講習を受けた日以降も同様とする。

**備考** 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字及び証印が容易に消えない処理を施すこと。

様式第3の2〔第7条〕

表面

85.6mm

54mm

第二種電気工事士免状

都道府県名 第 号

氏名

生年月日 年月日生

年月日交付

年月日再交付

都道府県知事 印

裏面

|    |  |
|----|--|
| 記事 |  |
|----|--|

備考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。
- 2 免状を汚し、損じ、又は失つたときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。
- 3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

#### 4. 書換え免状の記載事項等

##### (1)免状記載事項

次に掲げる事項以外の基本的な記載事項については、上記2に準じる。

- イ. 免状の番号は、当初交付された免状の番号とする。
- ロ. 免状交付日は、当初交付された免状交付日とする。
- ハ. 書換え年月日を記載する。書換え年月日は、書換えを行った日とする。

##### (2)免状記載事項例

様式第3〔第7条〕

##### 表面

85.6mm

54mm

第一種電気工事士免状

都道府県名 第 号

氏名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

都道府県知事 印

写真 30mm 40mm

##### 裏面

| 講習受講記録 |      |         |
|--------|------|---------|
| 受講年月日  | 受講場所 | 講習実施者認印 |
|        |      |         |
|        |      |         |
|        |      |         |
|        |      |         |
|        |      |         |

記事

備考 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。  
2 免状を汚し、損じ、又は失つたときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。  
3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。  
4 免状の交付を受けた日から5年以内に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けること。当該講習を受けた日以降も同様とする。

**備考** 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字及び証印が容易に消えない処理を施すこと。

様式第3の2〔第7条〕

表面

85.6mm

54mm

第二種電気工事士免状

都道府県名 第 号

氏名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

都道府県知事 印

30mm

写真

40mm

裏面

|     |           |
|-----|-----------|
| 記 事 | 書換え 年 月 日 |
|-----|-----------|

備考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。
- 2 免状を汚し、損じ、又は失つたときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。
- 3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

## VII その他留意事項

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下：「感染症法」という。）における分類の内、感染症類型が1～4であるときは、本契約期間中は、原則として郵送により申請書の提出を受け付ける旨を周知してもよい。その場合であっても、窓口へ申請書の持参があった場合及び申請手続の説明希望者が来た場合等の対応ができるよう、感染症法等に基づく対策を行い窓口の人員配置体制を維持すること。

なお、状況を踏まえ、産業政策課が窓口対応方針の変更を行うときは、この限りでない。

—様式等目次—

別添 1 電気工事士免状交付台帳

別添 2 電気工事士免状写真貼付台帳

別添 1

免状交付台帳

第○種電気工事士

| 交付番号               | 交付年月日 | 資格・理由等 | 資格取得年月日 | 申請区分 |
|--------------------|-------|--------|---------|------|
| フリガナ<br>氏名<br>生年月日 |       | 郵便番号   | 住所      |      |
|                    |       |        |         |      |
|                    |       | 備考     |         |      |
|                    |       |        |         |      |
|                    |       |        |         |      |
|                    |       |        |         |      |
|                    |       |        |         |      |

写真台帳

第○種電気工事士

| 1 | 2  | 3  | 4  |
|---|----|----|----|
|   |    |    |    |
| 5 | 6  | 7  | 8  |
|   |    |    |    |
| 9 | 10 | 11 | 12 |
|   |    |    |    |